（削る）
（削る）
（削る）
（削る）
（削る）
二・三　（略）
3　（略）
（権限の委任）
第三十二条　法及びこの省令に規定する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるものは、宅地建物取引業者又は法第三条第一項の免許を受けようとする者の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、第十三号から第十九号まで及び第二十七号に掲げる権限については、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。
一～十六　（略）
十七　法第七十条第一項の規定により公告し、同条第二項及び第四項の規定により通知し、並びに同条第三項の規定による報告を徴収すること（認可宅地建物取引業者が行う取引一任代理等についてするものを除く。）。
十八・十九　（略）
二十　法第七十八条の三第一項の規定により免許等に関する情報を提供し、及び同条第二項の規定により通知すること。
二十一～二十三　（略）
二十四　第五条の三の規定により訂正すること。
二十五～二十七　（略）
2　（略）

六　事務所付近の地図及び事務所の写真
七　届出をしようとする者の役員（相談役及び顧問を含む。）、令第二条の二で定める使用人及び事務所ごとに置かれる法第三十一条の三第一項に規定する宅地建物取引士の略歴を記載した書面
八　直前三年の各事業年度の貸借対照表及び損益計算書
九　宅地建物取引業に従事する者の名簿
十　法人税の直前三年の各年度における納付すべき額及び納付済額を証する書面
十一　登記事項証明書
十二・十三　（略）
3　（略）
（権限の委任）
第三十二条　法及びこの省令に規定する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるものは、宅地建物取引業者又は法第三条第一項の免許を受けようとする者の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、第十三号から第十九号まで及び第二十七号に掲げる権限については、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。
一～十六　（略）
十七　法第七十条第一項の規定により公告し、及び同条第三項の規定による報告を徴収すること（認可宅地建物取引業者が行う取引一任代理等についてするものを除く。）。
十八・十九　（略）
二十　法第七十八条の三第一項の規定により書類の写しを送付し、及び同条第二項の規定により通知すること。
二十一～二十三　（略）
二十四　第五条の四の規定により訂正すること。
二十五～二十七　（略）
2　（略）

別記様式第二号添付書類⑧を添付書類⑨とし、同書類の前に次の一書類を加える。

（Ａ４）

添　付　書　類　（９）

代表者等の連絡先に関する調書

免許を受けようとする者（法人である場合においては、その役員）			
（フリガナ） 氏名	住所	電話番号	
政令第二条の二で定める使用人			
（フリガナ） 氏名	住所	電話番号	

上記のとおり相違ありません。

年　月　日

氏　名

備考　この書面は、法第九条の規定により法人の役員又は政令第二条の二で定める使用人の変更の届出をしようとするときは、その届出に係る者についての分作成すること。